

## 教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### 1 「教職員の交通事故」に係る処分

項目	内容
処分を受けた教職員	市立小学校 教諭 (37歳)
事案の概要	当該教諭は、令和4年1月1日(土)午後3時43分頃、自家用自動車を運転中、東京都八王子市下柚木2丁目11番地付近の信号機のない交差点において、注意義務を怠り交差点を右折したところ、同交差点を横断歩行中の被害者と接触し、路上に転倒させ、脳挫傷の傷害を負わせ、2月12日に前記傷害により死亡させた。 このことにより、令和4年7月6日付けで罰金70万円の略式命令を受け、8月24日付けで運転免許取消処分を受け、1年間、免許を受けることができない期間として指定された。
処分の内容	減給6月(給料月額額の10分の1)
処分年月日	令和4年11月15日

### 上記事案に係る処分(管理監督責任)

項目	内容	
処分を受けた教職員 及び処分の内容	市立小学校 校長	嚴重注意
処分年月日	令和4年11月15日	

2 「教職員の不適正な経理処理」に係る処分

項目	内容
処分を受けた教職員	市立小学校 主任事務主事 (36歳)
事案の概要	当該主任事務主事は、平成30年度から令和3年度までの在籍していた4年間において、事業者計10件、架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないにもかかわらず、納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させ、支払いを行うことにより、事業者計261,538円を預け金として保有させ、後日、脚立、指導用伴奏集、冷蔵庫など、別の物品を納入させるなどしていたことが判明した。
処分の内容	停職1月
処分年月日	令和4年11月15日

上記事案に係る処分(管理監督責任)

項目	内容	
処分を受けた教職員 及び処分の内容	市立小学校 校長	戒告
処分年月日	令和4年11月15日	

問合せ先  
教職員人事課  
電話 042-769-8279